

令和3年2月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 13:30~14:28

2. 開催場所 蕪崎市役所 別館 201会議室

3. 出席委員(14名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 柳本 進 | 20番 | 向山 清彦 |
| 2番 | 菊島 博文 | 21番 | 石川 豊 |
| 3番 | 横内 知恵美(欠席) | 22番 | 横森 隆次 |
| 4番 | 保坂 耕(欠席) | 23番 | 横森 孝徳 |
| 5番 | 小澤 和茂 | 24番 | 小泉 泰夫 |
| 6番 | 保阪 幸彦 | 25番 | 田中 武久 |
| 7番 | 上野 公 | 26番 | 石合 榮之 |
| 8番 | 古屋 一光 | 27番 | 山本 弘行 |
| 9番 | 河西 孝雄 | 28番 | 加賀爪 悦夫 |
| 10番 | 佐藤 安茂(欠席) | 29番 | 駒井 正一 |
| 11番 | 小澤 辰雄 | 30番 | 笹本 勝造 |
| 12番 | 小田切 悦男 | 31番 | 切刀 茂樹 |
| 13番 | 久保田 豊一 | 32番 | 土橋 明 |
| 14番 | 矢崎 良夫 | 33番 | 堀川 喜美雄(欠席) |
| 15番 | 野田 源一郎 | | |
| 16番 | 小澤 洋行 | | |
| 17番 | 堀川 茂憲(欠席) | | |
| 18番 | 浅川 節子 | | |
| 19番 | 新奥 長生(欠席) | | |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

| | | | |
|----|-------|--|----|
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について | 8件 |
| | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による申請の承認について | 4件 |
| | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について | 8件 |
| | 議案第4号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について | 3件 |
| | 議案第5号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について | 1件 |
| | 報告第1号 | 農地法第3条第3項の規定による届出について | 2件 |
| | 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について | 1件 |
| | 報告第3号 | 農地に該当しない土地の農地台帳からの除外(非農地判断) | |

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和3年2月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議長>

本日、出席委員は農業委員19名中14名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、16番 小澤洋行委員、18番 浅川節子委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

| | | | |
|-------|------------------------------------|-----|--------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による申請の承認について | 8件 | 5,477 m ² |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による申請の承認について | 4件 | 2,584 m ² |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による申請の承認について | 8件 | 4,441 m ² |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について | 3件 | 7,528.93 m ² |
| 議案第5号 | 経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の承認について | 1件 | 848 m ² |
| 報告第1号 | 農地法第3条第3項の規定による届出について | 2件 | 11,808 m ² |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について | 1件 | 3,840 m ² |
| 報告第3号 | 農地に該当しない土地の農地台帳からの除外(非農地判断)について | 3件 | 15,130 m ² |
| 合計 | | 30件 | 51,656.93 m ² |

となります。

次に、会務報告ですが、1月27日、第13回やまなし農業・農村シンポジウムに横内委員・浅川委員が出席いたしました。

また、2月8日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が対応いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが8件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から8番について、原案

のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集3ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は一ツ谷、長屋住宅建築のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條上横屋、埋蔵文化財試掘のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條上横屋他、埋蔵文化財試掘のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條上横屋、埋蔵文化財試掘のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番 : 菊島委員

申請番号2番～4番 : 保阪幸彦委員

<議 長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、8件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、宅地分譲のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町宿尻、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、貸資材置場のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、貸資材置場のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割川原石、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾竹ノ下、建売住宅の建築のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾竹ノ下、資材置場のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條西割下山神、店舗併用住宅のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 上野委員
申請番号2番 : 河西委員
申請番号3番・4番 : 久保田委員
申請番号5番 : 功刀委員
申請番号6番・7番 : 小澤（洋）委員
申請番号8番 : 土橋委員
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：5年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：5年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：20年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：桃、期間：9年9ヶ月です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号から3号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が2件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件、「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断）について」が3件です。議案集は9ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町下円井上河原、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町上條東割築地、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山集、合意解約の申請であります。

次に、報告案件第3号「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断）について」を説明いたします。

| | | | |
|----------|----------------|----|---------|
| 報告該当土地1番 | 該当所在地：穂坂町三之蔵馬場 | 5筆 | 11,915㎡ |
| 報告該当土地2番 | 該当所在地：清哲町折居八森 | 1筆 | 286㎡ |

報告該当土地3番 該当所在地：大草町若尾岡田
合計

5筆 2,929 m²
11筆 15,130 m²

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

小澤職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年2月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織